

福島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定による住民監査請求にかかる監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年4月10日

福島市監査委員	井上安子
同	遠藤和男
同	穴戸一照
同	羽田房男

第1 請求のあった日

平成31年3月4日

第2 請求人

福島市●●●●

●●●●

第3 請求の要旨（※原文のとおり）

飯坂町財産区は摺上川横断温泉管改修工事費として平成27・28年度に総額15,444,000円を支出しているが、摺上川横断温泉管改修工事は本来、個人所有の温泉管の切り回し工事であるから、個人温泉管を所有しているA・B・Cの3社が支払うべきものである。温泉地振興係はA・B・Cの3社への利益供与で、飯坂町財産区に15,444,000円の損害を与えております。

## 事実証明書①②③④⑤参照

請求日が、財務会計行為を行った日から1年以上経過している理由

事実証明書を得るため平成29年10月23日付29情第129号公文書開示処分等請求書を提出したが未だに行政不服審査会より答申が出ていない。さらに、2回目の平成31年2月19日付30情第270号公文書開示処分等請求書を提出して事実証明書を得る努力をしている。今回、提出した事実証明書は平成31年2月1日付けで改めて開示請求し、ようやく手にすることができたものです。 事実証明書⑤⑥⑦⑧参照

A・B・Cの3社に摺上川横断温泉管改修工事費15,444,000円の損害賠償金を支払わせることと、違法な利益供与を行った温泉地振興係に対し罰則を適用することを措置請求者は求めます。

### 第4 請求の受理

本件監査請求は、平成31年3月4日に提出されたが、請求内容が、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項に規定されている、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」に該当するものかどうか要件審査では判断できない部分があつたものの、その他の部分に係る請求については法定要件を具備していると認められたので、同日付けでこれを受理した。

### 第5 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査の対象部局

商工観光部 観光コンベンション推進室

#### 2 弁明書等の提出及び現場実査

平成31年3月15日付けで、福島市長より弁明書及び事実経過書の提出があつた。

平成31年3月25日、摺上川横断温泉管改修工事の工事場所について、

観光コンベンション推進室職員立会いのもと現場実査を行った。

### 3 監査対象事項

はじめに、次に掲げる事項を監査対象事項とし、監査の実施により、要件を具備しているものと認められた場合、監査対象事項を追加することとした。

- (1) 住民監査請求は、法第242条第2項の規定により、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされていることから、本件監査請求について、同項本文に規定する監査請求期間を経過したことにつき正当な理由があるか否か。
- (2) 温泉地振興係に対し罰則の適用を求める措置請求を行うことができるか否か。

## 第6 監査結果

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求は、以下の理由により却下する。

### 1 監査対象事項に係る主な事実経過等

#### (1) 本件監査請求に係る事実証明書⑥について

①請求人は、平成29年9月8日付けで、福島市公文書開示請求書を提出した。開示請求する公文書の件名又は内容について、次のとおり記載されている。

平成29年2月28日に工事完成届が出された摺上川横断温泉管改修工事の内容がわかる資料(飯坂温泉地区既設配管台帳No.10、No.11 以外の改修工事費の内訳・A、B、Cの温泉管との関係がわかる資料) (※原文のとおり)

②請求人は、平成29年9月26日付けで、福島市公文書開示請求書の補正請求書を提出した。開示請求する公文書の件名又は内容について、次のとおり記載されている。

・公文書「工事完成届」に記載された請負金額¥15,444,000 について、どういう内容の工事に支出されたのかわかる詳細な内訳書類

・公文書「工事完成届」に記載された請負金額¥15,444,000 は、Dの建物下に埋設された温泉管の切り回し工事費用と思われる。

Dの建物下に埋設された温泉管は①E②明蔵原分湯槽(A)③Fの3本あり、請負金額¥15,444,000 はどこの温泉管の切り回し工事費なのでしょうか。

①②③全部の切り回し工事費であれば、飯坂町財産区の負担金はいくらなのか知りたい。

②の工事費であれば、Aと飯坂町財産区が負担する金額はいくらなのか知りたい。(※原文のとおり)

③平成29年10月20日付け29観第250号により福島市公文書不開示決定通知書が請求人あてに送付された。開示しない理由は、文書不存在である。

④上記③の処分に対し、請求人は、平成29年10月23日付けで、福島市行政不服審査会福島市長あてに公文書開示処分等審査請求書を提出した。

⑤上記④に対し、福島市長から請求人あてに平成29年12月7日付けで弁明書が送付された。弁明書には、「「工事完成届」に記載された請負金額は、摺上川横断温泉管改修工事の請負金額であり、温泉管の切り回し工事は摺上川横断温泉管改修工事の一部である。」との記載がある。

⑥上記⑤に対する請求人からの反論書は提出されていない。

⑦上記④に対し、本件監査請求のあった平成31年3月4日現在、福島市行政不服審査会からの答申は提出されていない。

## 2 理由

### (1) 前提

請求の要旨等から判断すると、請求人は、摺上川横断温泉管改修工事はA・B・Cが個人所有する温泉管の切り回し工事であるから飯坂町財産区が費用負担をすることは違法ないし不当であると主張していると考えられることから、請求人が問題としている財務会計行為は、福島市がGとの間で行った摺上川横断温泉管改修工事にかかる請負契約（以下「本件請負契約」という。）の締結であると考えられる。

そうすると、本件監査請求期間の起算日（「当該行為のあった日」（法第242条第2項本文））は、本件請負契約の締結日である。

そして、本件請負契約の締結日は平成28年1月26日であることから、平成31年3月4日付けでなされた本件監査請求は、法第242条第2項本文で定める監査請求期間（1年）を経過している。

そのため、本件では、本件監査請求について、監査請求期間が経過したことに正当な理由があるか（法第242条第2項ただし書きの適用があるか）が問題となる。

(2) 本件監査請求について、監査請求期間を経過したことにつき正当な理由があるか否かについて

ア 請求人は、財務会計行為を行った日から1年を経過しているが、「事実証明書を得るため平成29年10月23日付29情第129号公文書開示処分等請求書を提出したが未だに行政不服審査会より答申が出ていない」ため、正当な理由があると主張している。

イ しかし、本件請負契約の締結が秘密裡に行われたとかその関係者が本件請負契約の締結があった形跡を特に秘匿したなどの事情はない。

また、摺上川横断温泉管改修工事については、本件請負契約締結日である平成28年1月26日には福島市のホームページで「入札結果（閲覧用）」という形で工事名称、請負業者及び請負金額が公表され一般の閲覧に供されて住民がその内容を了知できる状態になっていた。

さらに、上記事実経過に記載したように、請求人は、平成29年9月8日付けの福島市公文書開示請求書において、「平成29年2月28日に工事完成届が出された摺上川横断温泉管改修工事の内容がわかる資料(飯坂温泉地区既設配管台帳No.10、No.11 以外の改修工事費の内訳・A、B、Cの温泉管との関係がわかる資料)」との記載をしており、遅くとも、この時点において、請求人自身も本件監査請求の対象である本件請負契約の締結の事実を認識していたといえる。そして、本件監査請求はこの時点からすでに1年6か月も経過している。

ウ 以上のように、本件請負契約締結の事実は、当該契約締結日である平成28年1月26日には一般に公表され、請求者自身も遅くと

も平成29年9月28日には認識していたといえるから、これらの時点から相当な期間を経過した後に行われた本件監査請求には、正当な理由があるとはいえない。

エ よって、本件監査請求は請求要件を欠いているため、不適法である。

(3) 温泉地振興係に対し罰則の適用を求める措置請求について

ア 請求人は、違法な利益供与を行った温泉地振興係に対し罰則を適用することを求めている。

イ しかし、住民監査請求は、監査委員に対し、違法または不当な財務会計上の行為の防止や是正、当該行為により発生した損害の補填の請求を求めるための制度（法第242条第1項）であって、当該行為を行った担当部署や担当職員等への制裁（罰則の適用や懲戒処分）を求めるための制度ではない。

ウ したがって、請求人の上記措置請求は、監査請求で監査委員に対して求めることができる事項ではないため、不適法である。